

「LEC 直前対策 安全衛生法の選択を予想してみる会」から
第46回社労士試験【選択式】安衛法 空欄Eの出題が**的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RL14460 p.11]

<安全衛生法の選択を予想してみる会 No.22-空欄F>

〔前略〕 は、安全衛生改善計画の作成の をした場合において、専門的な を必要とすると認めるときは、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る を受け、かつ、安全衛生改善計画の作成について、これらの者の意見を聴くべきことを することができる。

(解答 → ⑪勸奨)

本試験出題はこうでした！

第46回 社労士試験 問題
【選択式】 労基法及び安衛法 【空欄E】

4. 労働安全衛生法第80条においては、都道府県労働局長は、安全衛生改善計画の作成の指示をした場合において、専門的な助言を必要と認めるときは、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、安全衛生改善計画の作成について、これらの者の意見を聴くべきことを することができる旨規定されている。

(解答 → ⑥勸奨する)

的中!